

広告宣伝車で使用されている灯火装置について

現在、都市部の繁華街では、派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行する広告宣伝車が、都市景観や交通安全などの面で問題となっている。

広告宣伝車の照明方法については、内照式や外照式のほか、最近では荷台にLEDビジョンを搭載したものも見受けられる。

このような車両の中には、歩行者や運転者にとってまぶしく感じるような強い光や注意力を削ぐような動画・画面切替の広告を表示して走行している広告宣伝車もあり、交通安全上の問題が懸念される。

そもそも「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 42 条では、「その他の灯火等の制限」として、自動車に備える灯火の基準について詳細に定められており、現在走行している広告宣伝車について、こうした基準が遵守されているのか疑問がある。

特に、LEDビジョンについては、個々の LED 素子は光度が低いものの、その集合により画面を構成しており、外観上は画面全体として発光するものであるため、LED 素子単体ではなく画面全体が一つの灯火として扱われているところであるが、LED ビジョンの画面全体としての光度は、灯火の基準を超過している可能性が高いと思われる。

これらの課題は、九都県市にとどまらず全国に波及する可能性があるため、広告宣伝車で使用されている灯火装置に関し、下記のとおり要望する。

記

「道路運送車両の保安基準」第 42 条の「その他の灯火等の制限」に定める

とおり、自動車に備えることができる灯火の光の色、点滅、光度の制限は、緊急車両等の例外的なものを除いた自動車に対して制限されている。

こうした「その他灯火等の制限」の遵守に関し、自動車検査などの機会を通じた車両の所有者、使用者への普及啓発や、必要に応じて街頭検査を行うなど指導をしていただきたい。

令和6年5月21日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座長 千葉県知事	熊谷俊人
埼玉県知事	大野元裕
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎